

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="220 645 544 694">資金の種別</th><th data-bbox="544 645 767 694">提出書類</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="220 694 767 743">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="220 743 544 792">母子就学支度資金</td><td data-bbox="544 743 767 792" rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="220 792 544 842">父子就学支度資金</td></tr><tr><td data-bbox="220 842 544 891">寡婦就学支度資金</td></tr></tbody></table>	資金の種別	提出書類	(略)		母子就学支度資金	(略)	父子就学支度資金	寡婦就学支度資金	<p>別表第1 (略)</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="836 645 1160 694">資金の種別</th><th data-bbox="1160 645 1383 694">提出書類</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="836 694 1383 743">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="836 743 1160 792">母子就学支度資金</td><td data-bbox="1160 743 1383 792" rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="836 792 1160 842">父子就学支度資金</td></tr><tr><td data-bbox="836 842 1160 891">寡婦就学支度資金</td></tr><tr><td data-bbox="836 891 1160 940">母子臨時児童扶養等資金</td><td data-bbox="1160 891 1383 940">児童扶養手当証</td></tr><tr><td data-bbox="836 940 1160 990">父子臨時児童扶養資金</td><td data-bbox="1160 940 1383 990">書の写し</td></tr></tbody></table>	資金の種別	提出書類	(略)		母子就学支度資金	(略)	父子就学支度資金	寡婦就学支度資金	母子臨時児童扶養等資金	児童扶養手当証	父子臨時児童扶養資金	書の写し
資金の種別	提出書類																				
(略)																					
母子就学支度資金	(略)																				
父子就学支度資金																					
寡婦就学支度資金																					
資金の種別	提出書類																				
(略)																					
母子就学支度資金	(略)																				
父子就学支度資金																					
寡婦就学支度資金																					
母子臨時児童扶養等資金	児童扶養手当証																				
父子臨時児童扶養資金	書の写し																				
<p>様式第1号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>貸付申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付けを申請する資金の種別等の貸付金の交付単位の欄は、母子修学資金、父子修学資金若しくは寡婦修学資金、母子技能習得資金、父子技能習得資金若しくは寡婦技能習得資金、母子修業資金、父子修業資金若しくは寡婦修業資金又は母子生活資金、父子生活資金若しくは寡婦生活資金の貸付けを申請する場合に記入してください。</p> <p>3 児童又は20歳以上の子等の欄は、母子修学資金、父子修学資金若しくは寡婦修学資金、母子修業資金、父子修業資金若しくは寡婦修業資金、母子就職支度資金、父子就職支度資金若しくは寡婦就職</p>	<p>様式第1号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>貸付申請書</p> <p>(略)</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付けを申請する資金の種別等の貸付金の交付単位の欄は、母子修学資金、父子修学資金若しくは寡婦修学資金、母子技能習得資金、父子技能習得資金若しくは寡婦技能習得資金、母子修業資金、父子修業資金若しくは寡婦修業資金、母子生活資金又は母子臨時児童扶養等資金若しくは父子臨時児童扶養資金の貸付けを申請する場合に記入してください。</p> <p>3 児童又は20歳以上の子等の欄は、母子修学資金、父子修学資金若しくは寡婦修学資金、母子修業資金、父子修業資金若しくは寡婦修業資金、母子就職支度資金、父子就職支度資金若しくは寡婦就職</p>																				

支度資金又は母子就学支度資金、父子就学支度資金若しくは寡婦就学支度資金の貸付けを申請する場合に記入してください。

支度資金、母子就学支度資金、父子就学支度資金若しくは寡婦就学支度資金又は母子臨時児童扶養等資金若しくは父子臨時児童扶養資金の貸付けを申請する場合に記入してください。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。